

システムのバックエンドでの複製に関する論点（案）

【問題の所在】

電子計算機やデジタルネットワークを構成する各種機器といったデジタルネットワークを構成するシステムの内部においては、情報処理をより円滑に行えるようにするなどの目的から、著作物を含むデータの蓄積等が行われている。こうしたシステムの内部（＝バックエンド）における著作物の利用は、通常その表現の知覚を通じてこれを享受することの用に供するための利用とは認められないことから、原則として権利者の利益を害することとはならないものと考えられるところであり、このような考え方の妥当性は、平成23年文化審議会著作権分科会報告書（以下「平成23年報告書」という。）においても確認されているところである。

このような趣旨が妥当する権利制限規定としては、第30条の4（技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用）、第47条の5（送信の障害の防止等のための複製）、第47条の7（情報解析のための複製等）、第47条の8（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）、第47条の9（情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用）等が整備されており、電子計算機や情報通信設備の利用における情報処理の過程で行われる利用行為の相当範囲は既に権利制限の対象とされているところである。これらの規定は、相当程度柔軟性が確保されている部分もあるものの、利用の目的や態様等について一定の限定を行う形で規定されており、少なくとも観念的には非享受型利用をそのまま体现した規定とはなっていない。

このため、ニーズ募集においては「システムのバックエンドにおける複製」について更なる制度整備を求める声が更に寄せられているところであり、更なる整備の必要性やその在り方について検討を行うことが求められている。

【論点】

- (1) 著作権分科会としては既に平成23年報告書において非享受型利用を権利制限の対象とすべき旨を提言しているところであり、仮に現行規定がこの趣旨を十分に反映できていない部分があるとすれば、その内容を精査した上で、必要な措置を講じるべきと考えられる。具体的には、現行規定ではカバーできていない具体的なケースの有無を確認しつつ、それにとどまらず将来のニーズにも柔軟に対応できるよう規定の見直しを検討することが適切と考えられるが、現行規定ではカバーできていないケースとしてどのようなものが考えられるか。
- (2) (1)に関連して、AIの開発・活用等を通じたイノベーションの創出の重要性は政府の成長戦略等でも強調されているところ、AIの開発の過程で行われる著作物の利用行為について、第47条の7との関係において①統計的でない方法による解析の取扱い、②データの作成主体と学習主体が異なる場合の取扱い等が課題として指摘されている。これらの指摘についてどのように考えるか。

以 上

¹ 知的財産戦略本部新たな情報財検討委員会（第2回）において、AI学習用データの作成にあたっての知財制度上の課題として、「著作権法第47条の7で可能なのは記録又は翻案に限られており譲渡は含まれていないところ、複数の当事者が協業で学習済みモデルを作成しようとした場合に、学習用データを作成する（記録媒体へ記録又は翻案を行う）主体と、実際に学習（電子計算機による情報解析）を行う主体が異なるとき、学習用データを作成する主体から学習を行う主体へ学習用データを提供する行為が著作権法上違法と解さるおそれがある。これにより、協業によるAIの作成に支障が生ずるおそれがある。」とされている。